

兵庫県公報

平成22年3月30日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

労働委員会訓令	ページ
○ 労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令	1

労働委員会訓令

兵庫県労働委員会訓令第1号

事務局

労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

兵庫県労働委員会会長 滝澤 功治

労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令

労働委員会事務局決裁規程（平成17年兵庫県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1人の審査委員が選任された場合の審査委員」の右に「（以下「委員長等」という。）」を加える。

第4条第2項中「調停委員会、仲裁委員会若しくは小委員会の委員長、審査委員長又は審査委員」を「委員長等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（重要事項等の専決留保）

第4条の2 第3条の規定による専決事項であっても、重要又は異例に属すると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事務局長専決事項	課長専決事項
1 総会又は公益委員会において議決された事項の実施に関すること。	課長共通
2 会長又は委員長等が決定した事項(第3項から第6項までに掲げるものを除く。)の実施に関すること。	1 公文書の公開等に関する決定、通知、実施等に関すること。
3 労働争議の実情調査報告書を受領すること。	2 個人情報の開示等に関する決定、通知、実施等に関すること。
4 あっせん員候補者の氏名、関暦等を公示及び公表すること。	3 主管課長会議（主催を除く。）に関すること。
5 労働争議のあっせん、調停及び仲裁の経過報告書を受領すること。	4 軽易な報告、照会、通知、回答及び調査並びに定型的な事項の処理に関すること。
6 労働組合資格審査表の作成に関すること。	総務調整課長
7 事務局長連絡会議に関すること。	臨検検査従事者証明書の交付に関すること。
8 主管課長会議の主催に関すること。	
9 その他報告、照会、通知、回答及び調査（軽易なものを除く。）に関すること。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。